

○ 金融監督庁 告示 第二号
大 蔵 省

保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府 令 第四十五号）第三条第 大蔵省

二項及び第三項（これらの規定を同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四項及び第五項並びに第七条第二項から第五項までの規定に基づき、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本における保険業の貸借対照表）の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基準として計算した金額等を次のように定める。

平成十一年一月十三日

金融監督庁長官 日野 正晴

大蔵大臣 宮澤 喜一

1 保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項から第五項までに規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社に係るものに限る。）並びに同令第四条第五項及び第五条第四項において準用する同令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表（外国保険会社等及び引受社員にあつては、日本

における保険業の貸借対照表。第五号において同じ。)の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）の価格変動準備金の額

二 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第六十九条第一項第三号、第七十条第一項第二号の二、第百五十条第一項第三号若しくは第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金又は規則第七十条第一項第二号若しくは第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項に定める危険準備金を含む。）の額

三 保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第一項第三号に掲げる額

四 単体告示第一条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分（ただし、相互会社にあつては、社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含まない。）

- 五 貸借対照表のその他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）の評価差額をいう。次項第六号において同じ。）の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益又は剰余に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この号及び次項第六号において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次号において同じ。）に相当する額
- 六 貸借対照表の繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この号において同じ。）の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に

係る損益又は時価評価差額をいう。次項第七号において同じ。の科目に計上した額に係る繰延税金負債に相当する額

2 保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）並びに同令第七条第二項及び第三項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、連結貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

一 法第百十五条第一項（法第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。）の価格変動準備金の額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

二 規則第六十九条第一項第三号若しくは第七十条第一項第二号の二の危険準備金又は規則第七十条第一項第二号若しくは第二百十一条の四十六第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規

則第七条第一項に定める危険準備金を含む。)の額(当該額と同様の額(連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第三百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。)を含めることができる。)

三 保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件(平成二十三年金融庁告示第二十三号。以下「連結告示」という。)第二条第五項第三号及び第四号に掲げる額の合計額(同条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。)

四 連結告示第二条第四項第二号に掲げる配当準備金未割当部分の合計額(ただし、相互会社にあつては、社員配当準備金繰入額から翌期配当所要額を控除した額を含まない。)

五 保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険

に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年三月金融庁告示第十四号）第二条第三項第一号に掲げる契約者配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）及び同項第二号に掲げる社員配当準備金の額（ただし、翌期配当所要額を除く。）

六 連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上した額に係る繰延税金負債（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。）の適用により負債として計算されるものをいう。次号及び第八号において同じ。）に相当する額

七 連結貸借対照表の繰延ヘッジ損益の科目に計上した額に係る繰延税金負債に相当する額

八 未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。）の額及び未認識過去勤務費用（同条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。）の額の合計額に係る繰延税金負債に相当する額

3 保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第四項及び第五項並びに第七条第四

項及び第五項に規定する金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額は、その採用する企業会計の基準に従い作成される連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上されるべき金額の合計額から第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した金額に第五号に掲げる額を加えた金額とする。

一 連結告示第二条第十五項第三号に掲げる額（同条第十四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分と同様の額を含めることができる。）

二 連結告示第二条第十四項第一号イに掲げる額

三 その採用する企業会計の基準において、前項第六号から第八号までに掲げる額に係るものに相当するものの額

四 その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。以下この号及び次号において同じ。）に相当するもの（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令

第二十八号。次号において「連結財務諸表規則」という。）第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認

められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに
限る。）の額

五 その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの資本の部に計上された
金融商品に相当するもの（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業
会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額

（平成十二年十二月十九日金融庁大蔵省告示第三号）改正

（平成十三年三月三十日金融庁財務省告示第四号）改正

（平成十八年四月二十八日金融庁財務省告示第四号）改正

（平成二十年九月十九日金融庁財務省告示第一号）改正

（平成二十三年三月三十一日金融庁財務省告示第一号）改正

（平成二十四年三月三十日金融庁財務省告示第一号）改正

（平成二十六年二月二十八日金融庁財務省告示第二号）改正

(平成二十八年三月二十八日金融庁財務省告示第一号)改正

(令和五年三月三十一日金融庁財務省告示第一号)改正